

九都県市省エネ・節電に係る普及啓発ポスター作成及び発送業務
企画提案実施要綱

1 件名

九都県市省エネ・節電に係る普及啓発ポスター作成及び発送業務

2 目的

九都県市が自らの率先行動の取組を示すとともに、住民、事業者による積極的な地球温暖化対策への取組を促すことを目的とする。

3 内容

別添仕様書のとおり

4 履行期間

契約締結の日から平成30年5月31日(木)まで

5 契約限度額

2,160,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を上限とする。

6 参加資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 提案参加申込書提出時に九都県市(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市)のいずれかの都県市において競争入札参加資格者として登録されていること。
- (2) 過去3年間(平成27年1月から平成29年12月)に、九都県市(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市)のいずれかの都県市又は九都県市事務局を契約相手方としたポスター作成業務実績があること。
- (3) 提案参加申込書提出時に次のアからウに該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者。
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、一般競争入札に参加させないこととされた者。
 - ウ 九都県市内で入札参加停止の措置を受けている期間がある者。

7 スケジュール(予定)

- | | |
|-----------------|---------------|
| (1) 実施要綱等配布開始 | 平成30年2月5日(月) |
| (2) 質問受付期限 | 平成30年2月14日(水) |
| (3) 質問回答期限 | 平成30年2月19日(月) |
| (4) 提案参加申込書受付期限 | 平成30年2月21日(水) |

- (5) 提案資格確認結果通知発送 平成30年2月26日(月)
- (6) 企画提案書受付期限 平成30年3月6日(火)
- (7) 企画提案書審査 平成30年3月中旬
- (8) 選定結果通知 平成30年3月下旬
- (9) 契約締結 平成30年4月上旬

8 実施要綱等の配布

実施要綱等については、次のとおり配布するものとする。

- (1) 配布期間 平成30年2月5日(月)から平成30年3月6日(火)午後4時まで
- (2) 配布場所
九都県市首脳会議環境問題対策委員会ホームページ
(<http://www.tokenshi-kankyo.jp/>)

9 企画提案書等の提出

企画提案書等は次のとおり提出するものとする。

(1) 参加申込

企画提案への参加にあたっては、次の書類を提出するものとする。

ア 提出書類

- (ア) 提案参加申込書(様式1号)
- (イ) 会社概要(様式2号)
- (ウ) 九都県市のいずれかで業者登録されていることが分かる書類

イ 受付期限

平成30年2月21日(水) 午後4時必着

ウ 提出方法

持参又は郵送(簡易書留等、配達したことが分かる方法)

エ 提出先

さいたま市役所環境局環境共生部環境創造政策課 宛
さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所本庁舎1階

オ 提案資格の確認

提案資格の確認を行った後、結果については、提案参加申込書を提出した全ての者に文書で通知する。なお、提案資格が認められなかった者は、企画提案書を提出することができない。

(2) 企画提案書

企画提案書は次のとおり提出するものとする。なお、1者につき2提案まで可能とする。

ア 提出書類

- (ア) 企画提案書(様式3号)
- (イ) 同種業務実績(様式4号)
- (ウ) 業務実施体制(様式5号)
- (エ) 企画概要(様式6号)

- (オ) 九都県市省エネ・節電に係る普及啓発ポスター原案
仕様に定める規格でフルカラー印刷すること。
- (カ) (イ)に係る実績の根拠となる契約書の写し
- (キ) 様式3号～6号及びポスター原案の電子データ
PDF形式で記録したCD-R
- (ク) 事業経費見積書(任意様式)
積算額の内訳を記載すること。また、消費税及び地方消費税の金額を算出し、
合計金額を記載すること。

イ 受付期限

平成30年3月6日(火) 午後4時必着(土曜日、日曜日を除く。)

ウ 提出方法

持参(郵送での提出は認めない。)

エ 提出先

さいたま市役所環境局環境共生部環境創造政策課
さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所本庁舎1階

(3) 質問

質問がある場合は、次のとおり質問書(様式7号)を提出するものとする。ただし、
電話や口頭、期間外の質問は一切受け付けない。

ア 受付期限

平成30年2月14日(水) 午後4時必着

イ 提出方法

提出は電子メールとする。電子メール送信後、電話により到着確認を行うこと。

ウ 提出先

さいたま市環境局環境共生部環境創造政策課
E-mail kankyo-sozo-seisaku@city.saitama.lg.jp

エ 回答方法

質問に対する回答は、九都県市首脳会議環境問題対策委員会ホームページに掲載
する。なお、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関
わる場合は当該質問者のみに回答する。また、質問の内容によっては回答しない
場合もある。

10 評価方法

(1) 最優秀提案者の選定

企画提案を厳正に評価した上で順位付けを行い、最優秀提案者を1者選定する。

(2) 選定委員会の設置

評価にあたっては、九都県市省エネ・節電に係る普及啓発ポスター作成及び発送業
務選定委員会を設置し、本委員会が審査を行う。

(3) 審査項目及び配点

ア 内容

(ア) キャンペーンの趣旨や目的が反映された内容か(3点×9都県市)

(イ) 子どもにも分りやすく、全世代向けの内容か(2点×9都県市)

イ デザイン

(ア) デザインやレイアウトが優れているか(2点×9都県市)

(イ) インパクトがあり注目されるか(3点×9都県市)

ウ 過去実績

同種業務の過去実績件数

過去3年間(平成27年1月から平成29年12月)に、九都県市(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市)のいずれかの都県市又は九都県市事務局を契約相手方としたポスター作成業務の過去実績件数。なお、本・支店の別は問わない。

過去実績件数	1件	2件	3件	4件	5件以上
点数	2点	4点	6点	8点	10点

(4) 審査

ア 内容及びデザイン90点、過去実績10点とし、100点満点にて採点する。なお、50点を最低点とする。

イ 選定委員会にて審査を行った結果、最高得点を獲得した提案者を最優秀提案者とする。ただし、最高得点が複数の場合は、価格の安価な者を最優秀提案者とし、それでも決しない場合は、委員による多数決にて決定する。

(5) 評価結果

企画提案書を提出した全ての者に文書で通知する。なお、評価の経緯に関する質問には一切応じない。

(6) 最優秀提案者が辞退した場合

評価により順位付けされた上位の者から順に契約交渉を行う。

11 その他

- (1) 応募に係る全ての経費は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類の差替え及び変更は一切認めない。また、提出された書類は返却しない。
- (3) 書類の提出後、本市の判断により補足書類の提出を求められた場合は応じること。
- (4) 提出された書類は、最優秀提案者選定時等に複製を作成することがある。
- (5) 提案を辞退する場合は、辞退届(様式8号)を提出すること。
- (6) 採用された企画提案書等を基に、委託者と受託者が協議してデザイン等を決定するものとする。

12 連絡先

さいたま市環境局環境共生部環境創造政策課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048-829-1324

FAX 048-829-1991

E-mail kankyo-sozo-seisaku@city.saitama.lg.jp